

栃木県後期高齢者医療広域連合生活習慣病重症化予防事業実施要綱

平成30年3月23日

告示第10号

改正 平成31年3月27日 告示第9号

改正 令和3年4月22日 告示第7号

改正 令和5年3月9日 告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活習慣病重症化予防事業（以下「重症化予防事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(重症化予防事業の目的)

第2条 重症化予防事業は、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の被保険者のうち、健康診査の結果及びレセプトデータから、糖尿病及びその他の生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関未受診である者及び治療を中断している者に対し、人工透析への移行その他生活習慣病の重症化を予防するため、受診勧奨等を実施する事業であり、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的とする。

(重症化予防事業の実施)

第3条 広域連合は、広域連合を構成する市町（以下「構成市町」という。）と連携し、重症化予防事業として、受診勧奨その他広域連合が必要と認めるものを実施する。

(重症化予防事業の対象者)

第4条 重症化予防事業の対象者は、広域連合の被保険者のうち、糖尿病及びその他の生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず、医療機関未受診である者及び治療を中断している者とする。

2 前項に掲げる対象者の基準は、広域連合長が別に定める。

3 第1項の規定のほか、広域連合と構成市町は、協議の上認めた被保険者を対象者とすることができる。

(受診勧奨)

第5条 広域連合は、構成市町と協議の上、対象者に受診勧奨を行う。

2 受診勧奨は、対象者に医療機関への受診を勧奨し、生活習慣病の治療を促すものとする。

(実施体制)

第6条 広域連合は、重症化予防事業を円滑に実施するため、構成市町、栃木県、医療機関その他関係機関との連携を図るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、重症化予防事業の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第9号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第7号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第7号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。